

# 復 興 整 備 計 画

## (第5回変更)

七ヶ浜町・宮城県

平成25年4月10日

## 1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

七ヶ浜町の全域

## 2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

- ① 自然と共存するための津波ハザードの意識を住民と共有し、安全で安心なまちづくりを住民とともに構築する。
- ② 豊かな自然と調和した特徴ある景観や街並みを本町に受け継がれてきた暮らしの文化として再興する。
- ③ 将来の七ヶ浜を担う子供たちを育成するための教育や子育て施設の復興に取り組む。
- ④ 地域拠点や中心部のにぎわいを取り戻し、住宅や地域再生と併せ、人と人とのコミュニティを大切にしたまちづくりを展開する。
- ⑤ 産業基盤の迅速な復興により、第1次産業をはじめとする本町の特性を生かした産業の活性化に住民とともに取り組む。

## 3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

### (1) 復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

地域コミュニティに配慮しながら、今次津波を想定した新たな居住系拠点（住宅移転地）を集約整備する。住宅移転後の土地については、防災林の整備などにより、津波減衰機能の確保とともに、産業基盤の再生に向けた土地の有効活用を図る。

### (2) 土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）

- ① 津波の危険性の高い、松ヶ浜、菖蒲田浜、花渕浜、吉田浜、代ヶ崎浜の沿岸部は、津波防災緑地や治山事業を活用した防災林の整備のほか、水産業拠点としての業務地とする。
- ② 松ヶ浜、菖蒲田浜、花渕浜、吉田浜、代ヶ崎浜の津波浸水リスクの低い高台の農地や山林を活用し、従前の地域コミュニティに配慮した集団移転先の新たな居住系拠点（住宅団地・災害公営住宅・地区公民分館等）を整備するほか、引き続き被災地に現地再建を希望する世帯のため、嵩上げや内水排除等の対策を講じた居住環境の再整備を行う。
- ③ 津波防災緑地、防災林整備、居住系拠点の整備にあわせ、県道塩釜七ヶ浜多賀城線などの幹線道路の整備を行う。
- ④ 津波の危険性が低い、町役場周辺は、津波復興拠点（公益施設）を整備する。
- ⑤ 地盤沈下した松ヶ浜漁港、菖蒲田漁港については、漁港施設の嵩上げ及び水産関連施設誘致により、漁港機能の回復を図る。
- ⑥ 被災した農地について、がれき撤去、除塩等により、農業基盤の迅速な復旧を図るとともに、転作の必要な農地は、大豆等の転作作物の作付け誘導を行い、豆腐の原料としての利用など、地産地消による高付加価値農業の振興を図り、住宅地等への農地転用は、被災前の状況を踏まえて必要最小限とする。
- ⑦ 沿岸部から市街地への避難路を整備する。
- ⑧ 用地選定にあたっては、地震による地盤の沈下や崩落、津波による浸水といった各種被害によって土地利用の状況が大きく変化したこと等に伴い、利用可能な土地が限定されているが保安林を極力回避する。

### (3) 復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業		
(2)土地改良事業		
(3)復興一体事業		
(4)集団移転促進事業	D-1 地区	<p>事業名称：菖蒲田浜中田地区防災集団移転促進事業          実施主体：七ヶ浜町          実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり          実施予定期間：平成24年度～平成25年度          集団移転促進事業計画については、平成24年11月2日に国土交通大臣の同意みなし          集団移転促進事業に関する事項：別紙「菖蒲田浜中田地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり          その他：①今後、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定              ②今後、土地利用基本計画の変更に関する事項を記載予定</p>
	D-2 地区	<p>事業名称：松ヶ浜西原地区防災集団移転促進事業          実施主体：七ヶ浜町          実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり          実施予定期間：平成24年度～平成25年度          集団移転促進事業計画については、平成24年11月2日に国土交通大臣の同意みなし、同年12月21日に第1回変更同意          集団移転促進事業に関する事項：別紙「松ヶ浜西原地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり          その他：①今後、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定              ②今後、土地利用基本計画の変更に関する事項を記載予定</p>
	D-3 地区	<p>事業名称：花渕浜笹山地区防災集団移転促進事業          実施主体：七ヶ浜町          実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり          実施予定期間：平成24年度～平成27年度          集団移転促進事業計画については、平成24年8月15日に国土交通大臣同意、同年12月21日に第1回変更同意</p>

(4)集団移転促進事業	D-4 地区	事業名称：吉田浜台地区防災集団移転促進事業 実施主体：七ヶ浜町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度 集団移転促進事業に関する事項：別紙「吉田浜台地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり その他：①今後、土地利用基本計画の変更に関する事項を記載予定
	D-5 地区	事業名称：代ヶ崎浜立花地区防災集団移転促進事業 実施主体：七ヶ浜町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度 集団移転促進事業に関する事項：別紙「代ヶ崎浜立花地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり
(5)住宅地区改良事業		
(6)都市施設の整備に関する事業		
(7)津波防護施設の整備に関する事業		
(8)漁港漁場整備事業		
(9)保安施設事業		
(10)液状化対策事業		
(11)造成宅地滑動崩落対策事業		
(12)地籍調査事業		
(13)その他施設の整備に関する事業	M-1 地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（菖蒲田浜地区） 実施主体：七ヶ浜町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度

(13) その他施設の整備に関する事業	M- 2 地区	<p>事業名称：災害公営住宅整備事業（松ヶ浜地区）</p> <p>実施主体：七ヶ浜町</p> <p>実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり</p> <p>実施予定期間：平成24年度～平成25年度</p> <p>その他：①今後、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定 ②今後、土地利用基本計画の変更に関する事項を記載予定</p>
	M- 3 地区	<p>事業名称：地区避難所整備事業（松ヶ浜地区）</p> <p>実施主体：七ヶ浜町</p> <p>実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり</p> <p>実施予定期間：平成24年度～平成25年度</p> <p>その他：①今後、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定 ②今後、土地利用基本計画の変更に関する事項を記載予定</p>
	M- 4 地区	<p>事業名称：災害公営住宅整備事業（花渕浜地区）</p> <p>実施主体：七ヶ浜町</p> <p>実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり</p> <p>実施予定期間：平成24年度～平成25年度</p> <p>その他：①今後、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定 ②今後、土地利用基本計画の変更に関する事項を記載予定</p>
	M- 5 地区	<p>事業名称：災害公営住宅整備事業（吉田浜地区）</p> <p>実施主体：七ヶ浜町</p> <p>実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり</p> <p>実施予定期間：平成24年度～平成25年度</p> <p>その他：①今後、土地利用基本計画の変更に関する事項を記載予定</p>
	M- 6 地区	<p>事業名称：災害公営住宅整備事業（代ヶ崎浜地区）</p> <p>実施主体：七ヶ浜町</p> <p>実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり</p> <p>実施予定期間：平成24年度～平成25年度</p>
	M- 7 地区	<p>事業名称：地区避難所整備事業（代ヶ崎浜地区）</p> <p>実施主体：七ヶ浜町</p> <p>実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり</p> <p>実施予定期間：平成24年度～平成25年度</p>

5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）

平成24年度から平成27年度まで

6 その他復興整備事業の実施に關し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）

整 理 番 号	事 業 区 分	図 面 記 号	変更等する土地利用基本計画等	変更等 の 別	変更等する部分の 面積(ha)		備 考
					拡 大	縮 小	
1	集団移転促進事業	D-3 地区	土地利用基本計画の森林地域 地域森林計画区域	変更 変更		3. 3 ha 3. 3 ha	

(注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に關連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。

2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。

3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。

4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。

5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

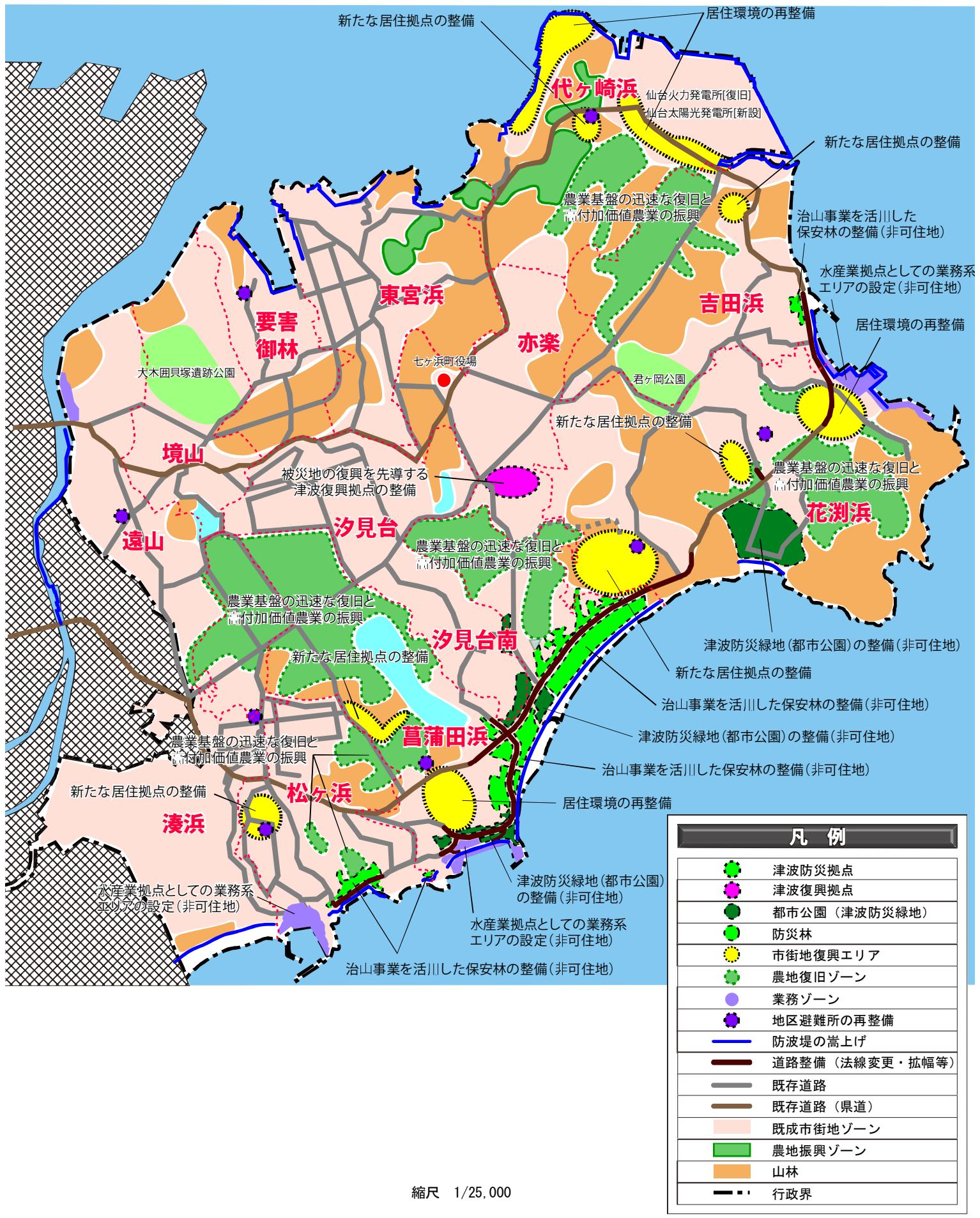
4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理番号	事業区分	図面記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園法	漁港漁場整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項・第2項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
1	集団移転促進事業 [菖蒲田浜中田地区]	D-1地区	○ ○	○									
2	集団移転促進事業 [松ヶ浜西原地区]及びその他施設の整備に関する事業 [災害公営住宅整備事業：松ヶ浜地区] [地区避難所整備事業：松ヶ浜地区]	D-2 M-2 M-3地区	○  ○	○									
3	集団移転促進事業 [花渕浜笠山地区]	D-3地区		○									
4	その他施設の整備に関する事業 [災害公営住宅整備事業：菖蒲田浜地区]	M-1地区	○ ○	○									
5	集団移転促進事業 [代ヶ崎浜立花地区]及びその他施設の整備に関する事業 [災害公営住宅整備事業：代ヶ崎浜地区] [地区避難所整備事業：代ヶ崎浜地区]	D-5 M-6 M-7地区	○  ○										

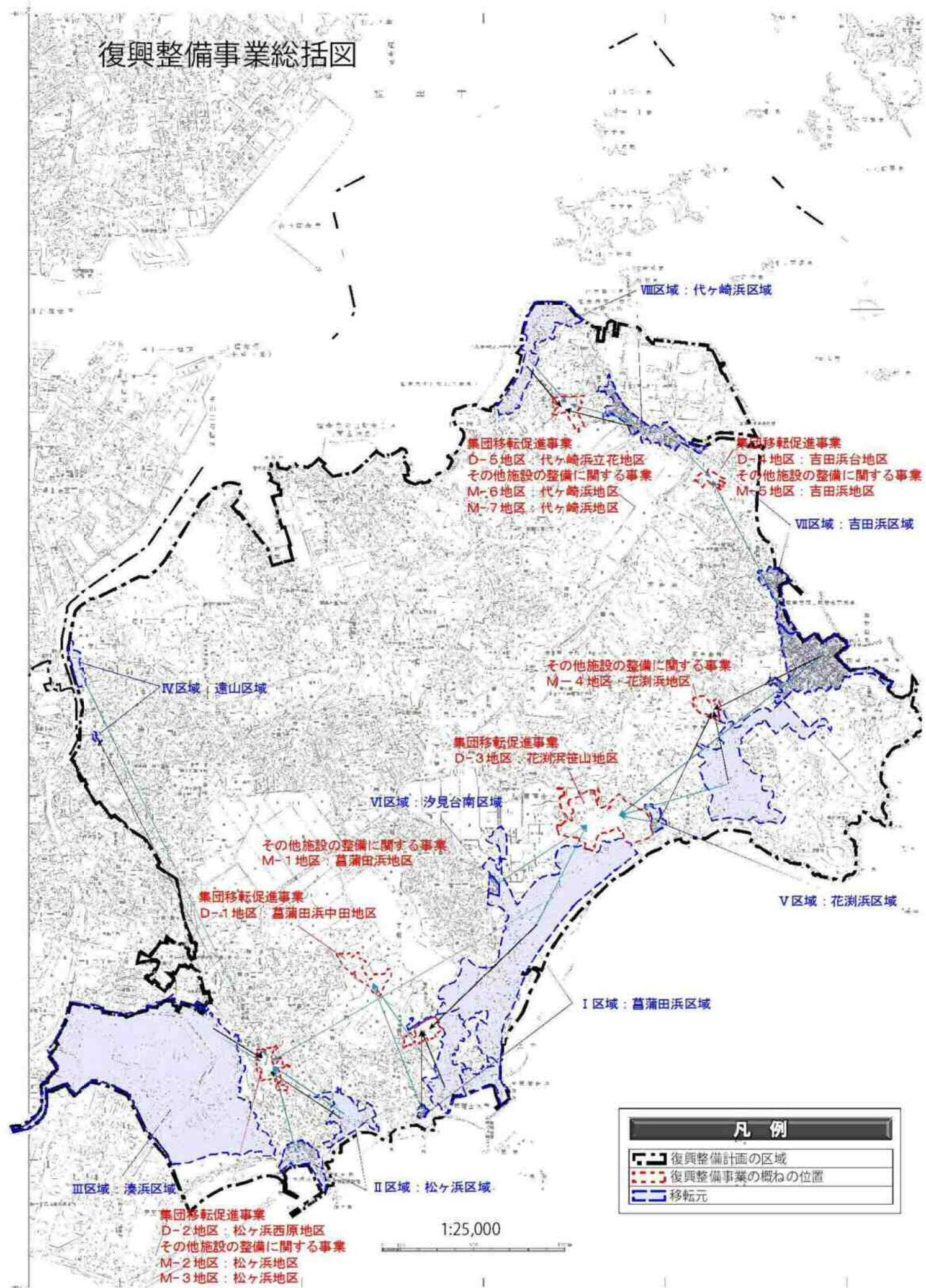
6	その他施設の整備に関する事業 [災害公営住宅整備事業：花渕浜地区]	M-4 地区	<input type="radio"/>										
---	--------------------------------------	-----------	-----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。  
 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。  
 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する

# 土地利用構想図



# 復興整備事業総括図



農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項 の農林水産大臣の同意を得 た土地利用方針に係る復興 整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	防災集団移転促進事業	代ヶ崎浜立花地区	宮城郡七ヶ浜町
	災害公営住宅整備事業	代ヶ崎浜地区	宮城郡七ヶ浜町
	地区避難所整備事業	代ヶ崎浜地区	宮城郡七ヶ浜町

図面記号 D-5, M-6, M-7地区	土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	土地利用区分	
				登記簿	現況		農振法	都市計画法
				別紙のとおり				
				別紙のとおり				
	計			1,409 m <sup>2</sup> (田 0 m <sup>2</sup> 畑 1,409 m <sup>2</sup> )				
転用することによつ て生ずる付近の農地作 物等の被害の防除施設 の概要	<p>土砂の流出その他の被害防除</p> <p>土砂の流出防止としては、法面を安定勾配とすることとしており、また、法面を設けられない部分は擁壁を配置する。周辺地の汚水排水は公共下水道に接続予定である。また、雨水排水についても公共下水道に接続する予定であり、周辺農地に対する影響はない。</p>							

## (別紙) 土地の所在等

所 在	地番	地 目		面 積 (m <sup>2</sup> )	土地利用区分	
		登記簿	現 況		農振法	都市計画法
宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜字立花	25番	畠	畠	1,409	農振地域外 農用地区外	市街化調整区域
計 1 筆		1,409 m <sup>2</sup>	(田 0 m <sup>2</sup> 、畠 1,409 m <sup>2</sup> )			

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

事業名	地区名	事業主体
法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等 災害公営住宅整備事業	花渕浜地区	宮城郡七ヶ浜町

図面記号 M-4地区	土地の所在 土地の所在等	地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	土地利用区分			
			登記簿	現況		農振法	都市計画法		
			別紙のとおり						
計	12,907 m <sup>2</sup> (田 0 m <sup>2</sup> 畑 12,907 m <sup>2</sup> )								
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<p>土砂の流出その他の被害防除</p> <p>土砂の流出防止としては、法面を安定勾配とすることとしており、また、法面を設けられない部分は擁壁を配置する。周辺地の汚水排水は公共下水道に接続予定である。また、雨水排水についても公共下水道に接続する予定であり、周辺農地に対する影響はない。</p>								

## (別紙) 土地の所在等

所 在	地番	地 目		面 積 (m <sup>2</sup> )	土地利用区分	
		登記簿	現 況		農振法	都市計画法
宮城郡七ヶ浜町花渕浜字五月田	50番10	畠	畠	2,402	農用地区域内	市街化調整区域
宮城郡七ヶ浜町花渕浜字五月田	50番15	畠	畠	427	農用地区域内	市街化調整区域
宮城郡七ヶ浜町花渕浜字五月田	50番19	畠	畠	1,303	農用区域内地	市街化調整区域
宮城郡七ヶ浜町花渕浜字五月田	50番20	畠	畠	504	農用地区域内	市街化調整区域
宮城郡七ヶ浜町花渕浜字五月田	50番21	畠	畠	344	農用地区域内	市街化調整区域
宮城郡七ヶ浜町花渕浜字五月田	50番23	畠	畠	68	農用地区域内	市街化調整区域
宮城郡七ヶ浜町花渕浜字五月田	50番25	畠	畠	33	農用地区域内	市街化調整区域
宮城郡七ヶ浜町花渕浜字五月田	50番26	畠	畠	314	農用地区域内	市街化調整区域
宮城郡七ヶ浜町花渕浜字五月田	50番27	畠	畠	1,740	農用地区域内	市街化調整区域
宮城郡七ヶ浜町花渕浜字五月田	50番28	畠	畠	48	農用地区域内	市街化調整区域
宮城郡七ヶ浜町花渕浜字五月田	50番29	畠	畠	304	農用地区域内	市街化調整区域
宮城郡七ヶ浜町花渕浜字五月田	50番30	畠	畠	2,784	農用地区域内	市街化調整区域
宮城郡七ヶ浜町花渕浜字五月田	50番41	畠	畠	18	農用地区域内	市街化調整区域
宮城郡七ヶ浜町花渕浜字五月田	50番42	畠	畠	465	農用地区域内	市街化調整区域
宮城郡七ヶ浜町花渕浜字五月田	50番50	畠	畠	27	農振地域内 農用地区域外	市街化調整区域
宮城郡七ヶ浜町花渕浜字五月田	50番53	畠	畠	59	農用地区域内	市街化調整区域

宮城郡七ヶ浜町花渕浜字五月田	50番54	畠	畠	36	農用地区域内	市街化調整区域
宮城郡七ヶ浜町花渕浜字五月田	50番56	畠	畠	27	農用地区域内	市街化調整区域
宮城郡七ヶ浜町花渕浜字五月田	57番	畠	畠	265	農用地区域内	市街化調整区域
宮城郡七ヶ浜町花渕浜字五月田	75番9	畠	畠	48	農振地域内 農用地区域外	市街化調整区域
宮城郡七ヶ浜町花渕浜字五月田	75番10	畠	畠	408	農振地域内 農用地区域外	市街化調整区域
宮城郡七ヶ浜町花渕浜字五月田	76番1	畠	畠	766	農振地域内 農用地区域外	市街化調整区域
宮城郡七ヶ浜町花渕浜字五月田	79番	畠	畠	161	農用地区域内	市街化調整区域
宮城郡七ヶ浜町花渕浜字安場	15番3	畠	畠	212	農振地域外 農用地区域外	市街化調整区域
宮城郡七ヶ浜町花渕浜字安場	16番6	畠	畠	144	農振地域外 農用地区域外	市街化調整区域
計 26 筆 12,907m <sup>2</sup> (田 0 m <sup>2</sup> 、畠 12,907 m <sup>2</sup> )						